

8. 利用できるサービス

医療費

(病院にかかるとき、入院するとき)

①乳児医療費

(こども医療費など呼び方はいろいろ)：0歳から就学前まで～中学卒業まで。(通院のみ・入院のみ・所得制限ありなど自治体によって異なります) 自己負担なし。(ただし、いったん窓口で払う必要のある所もあります。)

②小児慢性特定疾患：0歳から20歳まで(神経疾患部門で認定される、主治医の意見書とともに保健所に申請)(1年ごとに更新が必要)入院・外来とも、無痛無汗症に関わるものだけ。限度額まで月額自己負担あり(重度認定されると自己負担なし)

③特殊疾病(難病認定)：東京都のみ(遺伝性本態性ニューロパチーで認定されているので医療費の自己負担分が助成されます。)

④重度障害者医療：身体障害者手帳、療育手帳(東京では「愛の手帳」など自治体で名前が違う)、精神障害者手帳を持つ人。助成される等級は自治体で違います。所得制限のあるところもあります。自己負担なし(ただし、いったん窓口で払う必要のある所もあります。)

⑤自立支援医療(育成医療、更正医療、精神通院医療)：からだの不自由な人の障がいを軽くしたり取り除いたりして、日常生活を容易にするための育成医療、18歳未満の児童で身体上に障がいを有し治療効果が期待できるものには育成医療が、精神疾患やてんかんで通院による治療が継続的に必要な人には、精神通院医療があります。自己負担が10%

に軽減されます。

装具や車椅子を購入する時

車椅子は、身体障害者手帳の体幹障害あるいは下肢障害2級以上、あるいは身体障害者手帳を取得出来ない方は、小児慢性特定疾患治療研究事業の日常生活用具の給付を利用できます。

①身体障害者手帳(体幹または下肢障害)2級を取得すると、学校用と自宅用と2つ作れます。

②小児慢性特定疾患治療研究事業の日常生活用具として車椅子等の申請が出来ます。主治医に意見書を書いて貰い保健所で手続き(認定)します。認定後市町村で(身体障害者同様)車椅子の申請が出来ます。(ただし、全く下肢に異常がない場合は認められません。通常は下肢2級程度の障害があることが条件のように言われ、認められないことが多いのですが、身体を守るために車椅子は必要で、小さいうちから慣らした方が抵抗がないので早めに申請されることをお勧めします。異常が出ないように予防するために車椅子が必要だと訴えて下さい。)

③電動車椅子は屋外用と室内用と2台認められる場合があります。(児童生徒は、学校用、自宅用で認められますが、自治体によっては成人は1台しか認められない場合もあります)

装具は、身体障害者手帳や療養費(医療費)で申請できます。クールベストは、小児慢性特定疾患治療研究事業の日常生活用具として申請できます。

手当・年金など

重度の障害が認定される（身体障害者手帳や療育手帳の1～3級程度）と特別児童扶養手当や障害児福祉手当などの手当てや年金（20歳以後）がもらえます。自治体によっては、加算もあります。所得制限がありますが、自治体独自の給付がある場合もあります。

また、タクシー券の支給や公共料金の減免、公共施設の利用料の減免などが受けられる場合もあります。所得税や住民税などの税金の控除が受けられる場合もあります。

生活のサービス

日常生活用具の支給やホームヘルプサービス、外出（移動）支援などのサービスが受けられる場合があります。児童デーサービスやショートステイなどの一時預かりサービスも利用できる場合があります。

任意保険

障害者の加入できる保険は大変限られていますが、療育手帳（愛の手帳）のある知的障

害者が入れる保険をご紹介します。掛け金はおよそ年15000円～17000円です。

①生活サポート総合補償制度

全国各地の窓口は次のホームページに掲載されています。

東京都知的障害児生活サポート協会

TEL. 042 - 300 - 1366、

<http://www.t-shien.jp/tosapo/>

②ぜんちのあんしん保険

～小額短期健康総合保険～

ぜんち共済（株）

TEL. 03 - 5565 - 2020

<http://www.z-kyousai.com/>

③日本自閉症協会の共済事業

ASJ 互助会事務局：

TEL. 03 - 5565 - 2020

社団法人日本自閉症協会：

<http://www.asj-kyousai/>

